

# 平成17年第10回教育委員会記録

平成17年7月27日(水)

杉並区教育委員会

## 教育委員会記録

日 時 平成17年7月27日(水)午後2時03分～午後2時46分

場 所 教育委員会室

出席委員 委員 長 丸 田 頼 一 委 員 代 理 長 安 本 ゆ み  
委 員 大 藏 雄 之 助 委 員 宮 坂 公 夫  
教 育 長 納 富 善 朗

欠席委員 (なし)

出席説明員 事務局次長 佐 藤 博 継 学 校 適 正 配 置 長 上 原 和 義  
担 当 部 長

庶務課長 和 田 義 広 学 校 適 正 配 置 長 吉 田 順 之  
担 当 課 長

杉並師範館長 田 中 哲 学 校 運 営 課 長 馬 場 誠 一  
担 当 課 長

学務課長 井 口 順 司 指 導 室 長 松 岡 敬 明

社会教育課長 赤 井 則 夫 済 美 教 育 一 杉 田 治  
ス ポ ー ツ 課 長 セ ン 夕 所 長  
副 所 長

中央図書館長 原 隆 寿 中 央 図 書 館 長 齋 木 雅 之  
中 次 館 長

事務局職員 法規担当係長 石 井 康 宏 担 当 書 記 佐 藤 守

傍聴者数 20名(延べ26名)

### 会議に付した事件

#### (議案)

議案第46号 「杉並区立小中学校第一次適正配置計画策定のためのたたき台(学校の統合)」の一部改正について

#### (報告事項)

- (1) 教科書採択に係る陳情等について
- (2) 杉並区立桃井第一小学校適正配置(通学区域の変更)検討協議会の設置について

- (3) 杉並第五小学校と若杉小学校の学校統合協議会準備会の設置について
- (4) 学校施設のアスベストについて
- (5) 教科書展示会の結果報告について

追加報告

教科書採択差止請求事件の判決について

## 目 次

会議録署名委員の指名について・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4

### 議案審議

議案第46号 「杉並区立小中学校第一次適正配置計画策定のための  
たたき台（学校の統合）」の一部改正について・・・・・・・・ 4

### 報告事項

(1) 教科書採択に係る陳情等について・・・・・・・・・・・・・・・・ 6

(2) 杉並区立桃井第一小学校適正配置（通学区域の変更）検討協議  
会の設置について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7

(3) 杉並第五小学校と若杉小学校の学校統合協議会準備会の設置に  
ついて・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 8

(4) 学校施設のアスベストについて・・・・・・・・・・・・・・・・ 8

(5) 教科書展示会の結果報告について・・・・・・・・・・・・・・・・ 12

### 追加報告

教科書採択差止請求事件の判決について・・・・・・・・・・・・ 6

**委員長** では、会議に先立ちまして、ご注意申し上げますが、本日、マスコミ関係者等からカメラ撮影、録音の申請が出ております。この件につきましては、会議の冒頭だけに限らせていただきます。3分程度でも、よろしくお願いいたします。

では、そろそろよろしいでしょうか。

では、お待たせいたしました。ただいまから第10回の教育委員会定例会を開催いたします。

ご多忙のところ、ありがとうございます。どうぞよろしくお願いいたします。

本日の議事録の署名委員は、大藏委員にお願いいたします。

本日の議事日程は、ご案内いたしましたとおりに、議案が1件、報告事項が5件となっております。

審議に先立ちまして、傍聴の皆様方に申し上げます。会議における言論につきましては、批評を加えたり、賛否を表明したり、私語・雑談などをされませんよう、よろしくご協力のほどお願いいたします。

では、初めに議案の審議に入ります。

日程第1、議案第46号「『杉並区立小中学校第一次適正配置計画策定のためのたたき台（学校の統合）』の一部改正について」を上程し、審議させていただきます。学校適正配置担当課長から、説明をお願いいたします。

**学校適正配置担当課長** 私から、議案第46号「『杉並区立小中学校第一次適正配置計画策定のためのたたき台（学校の統合）』の一部改正について」、説明をさせていただきます。

めくっていただきまして、表紙の次でございます。平成16年9月21日、昨年でございますが、本計画策定のための「たたき台」を定め、この間、統合対象校の学校関係者との話し合いを重ねてきているところでございます。

この中で、神明中学校の学校関係者から、統合時期の延期の要請がございました。

学校の統合に向けては、区民の広い合意形成のために、いましばらく時間をかける必要があるというふうに判断をし、資料記載のとおり、中学校の統合予定時期を延期したいと考えております。

記書きの下でございます。改正内容は、統合予定時期を1年延期して、平成20年4月を平成21年4月といたしたいということです。

改正箇所でございますが、裏面のとおりで、1年延期することによる所要の改正でございます。

今後の予定でございますが、記載のとおり、今日ご議決いただきましたなら、明日でございますが、この報告をし、また、必要な学校関係者並びに関係小中学校の保護者への通知を行っていきたいというふうに考えております。

裏面は、所要の改正により、1年延期することに伴いましての改正箇所でございます。統合予定時期並びに平成21年度生徒数の予測数字、右側のページは計画策定の期間でございますが、平成17年度第一次計画策定を、平成18年に計画を策定していきたいというふうに考えております。

本文を参考のために添付させていただいておりますが、これは後ほどご覧いただければというふうに思います。

説明は以上でございます。

**委員長** ただいまのご説明に、ご質問、ご意見がございましたらお願いします。

**安本委員** 平成21年に延期したことは、神明中の関係者といえますか、保護者の方々にはどのような方法でお伝えになるのでしょうか。

**学校適正配置担当課長** これにつきましては、ご通知ないしはご連絡をして、直接お話を差し上げるというような形で進めさせていただければというふうに思っております。

**安本委員** 直接お会いになって。

**学校適正配置担当課長** はい。もしお会いできる機会がなければ、基本的には通知を差し上げて、その後、お申し出があれば、お会いしてお話をさせていただければというふうに思います。

**安本委員** ありがとうございます。

**宮坂委員** これは、神明中学校の学校関係者の要望があって、1年延期したということとはまた違うんですか。あくまでも区の方の予定によってですか。

**学校適正配置担当課長** 要請があったというのは事実でございますが、我々が、昨年の夏から始めて、中学校の場合には、他に統合対象が3校ございますので、かなり広範に広がっておりますので、地域的な合意を得ていくには、まだ時間がかかるというふうに判断したわけでございます。

**大蔵委員** これは、この計画でいくと21年度に統合して、神明中の子どもたちは他の学校へ移るということですか。

**学校適正配置担当課長** はい、ご指摘のとおりでございます。平成21年4月をもって学校統合をするということでございます。4月をもって移るということでございます。

**大蔵委員** そうしますと、改正後のところに、神明中学校として、21年度は、生徒数184、学級数6と書いてありますが、これが他へ異動するわけですね。このまま、もしもなくならなければ、184人で6学級ということだと、念のために書いたんですね。

**学校適正配置担当課長** ご指摘のとおりでございます。平成16年5月1日現在で、神明中208人でございますが、統合時期の平成21年の将来推計でいきますと184人、6学級と、他は適正規模

を満たすということでございます。下の表が統合した場合、松溪中に324、宮前中375、西宮中379というような形になるということでございます。

**大蔵委員** つまり、184がそういうふうに分かれていくということですね。

**学校適正配置担当課長** そうでございます。

**委員長** ほかにございませんでしょうか。原案どおり可決して異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

**委員長** では、議案第46号は原案どおり可決して、承認を得たということにいたします。どうもありがとうございました。

では、引き続きまして、日程第2、報告事項の聴取に入ります。

初めに、「教科書採択に係る陳情等について」、説明を庶務課長からお願いします。

**庶務課長** では、私の方から「教科書採択に係る陳情等について」報告をさせていただきます。

記載の陳情等につきましては、要望と合わせて、既に委員の皆様にはご配付をさせていただいたところでございますが、団体からの要請と、それから、陳情・請願と陳情名等で記載されているものにつきまして、7月22日までの分につきまして、要旨をまとめて作成させていただきましたので、参考としてご活用いただければと存じます。

内容等につきましては、既に写し等を通じてお渡ししてございますので、割愛をさせていただきたいと存じます。

それから、今朝、東京地方裁判所の方から、教科書採択に係る裁判につきまして、判決文が送達されてまいりましたので、この件について、大変恐縮ですが、資料を作成するいとまがございませんでしたので、判決文に基づいて、口頭で簡単にご報告をさせていただきたいと存じます。

訴訟の名称でございますが、7月1日付で「教科書採択差止請求事件」ということで、杉並区民10名が起こしたものと及び7月22日付で同じ名称で杉並区民9名の方が訴訟を起こしたものでございます。

訴訟の内容でございますが、株式会社扶桑社発行に係る「中学社会改訂版新しい歴史教科書」、それから「中学社会改訂版新しい公民教科書」は、その内容が、憲法・教育基本法に違反しており、杉並区立中学校で使用する教科用図書として採択されるべきものではないものにもかかわらず、杉並区教育委員会において採択されようとしているなどと主張して、同教育委員会が本件教科書を杉並区立中学校で使用する教科用図書として採択してはならないとの裁判を求める行政訴訟ということになってございます。

具体的などころでございますが、扶桑社発行の教科書の内容が憲法前文、9条、13条、99条、教育基本法前文、1条、8条2項に違反し、区民の基本的な人権、中学生の思想・良心の自由や信

教の自由、中学生の保護者の教育権、中学社会科教師の学問の自由等や職務権限を侵害することになる等の結果をもたらすということで、同教科書の採択の差止めを求めているというものでございます。

判決の結果でございますが、7月25日に東京地方裁判所で、いずれも不適法であるので、却下するという内容の判決がおりているものでございます。

却下の理由でございますが、まず、「法律上の争訟」であるかどうかという点につきまして、本件の訴訟は、裁判の形式を借りて、住民が一般的な教育行政に介入し、政治的な運動、意見の表明として行われており、法律が定める者に限り提起できる「民衆訴訟」に当たるといふべきであるが、そうした法令の規定のない本訴訟は不適法であるといった内容となっております。

次に、原告適格の関係でございますが、原告らは、住民の思想・良心の自由及び信教の自由が侵害されると主張するけれども、住民ないし国民一般が一定の教育内容を一定地区の子どもに受けさせる、ないしは受けることを求める法的権利、利益があるとは到底認められないから、検定を経た特定の教科書を採択することにより、原告らの思想・良心の自由や信教の自由が侵害されると解する余地はない。2点目といたしまして、教科書の適正な選択は保護者のためのものではなく、公益である。3点目といたしまして、子どもの教育に対する親の一定の支配権は、中学校で使用される子どもの教科書の選択についてまでは及ばないといふべきである。4点目といたしまして、子どもが特定の教科書に基づいて教育を受けたからといって、保護者の思想・良心の自由が制約を受けることになるとは到底言えないといったようなことを理由としております。

私からは以上でございます。

**委員長** ただいまの庶務課長の関連で、何かございましたらお願いします。

特にございませんでしょうか。

(「なし」の声)

**委員長** では、お聞きしたことにいたします。

また、陳情書等につきましては、各委員に配られていますので、よく読んでいただければと思います。

では、次に移りまして、「杉並区立桃井第一小学校適正配置(通学区域の変更)検討協議会の設置について」、3点目が「杉並第五小学校と若杉小学校の学校統合協議会準備会の設置について」、4点目に「学校施設のアスベストについて」、いずれも学校適正配置担当課長関連ですので、ご説明のほどよろしくお願ひいたします。

**学校適正配置担当課長** では、私から3点ほど報告させていただきます。

まず、第1点目でございます。「杉並区立桃井第一小学校適正配置(通学区域の変更)検討協



議会の設置について」報告いたします。

去る6月22日に策定しました「第一次適正配置計画（通学区域の変更）」でございますが、これに基づきまして、杉並区立桃井第一小学校及び隣接校の通学区域の変更等の協議を行うため、7月15日に検討協議会を設置いたしました。

記書きの下でございます。名称、所掌事項につきましては、記載のとおりでございます。

検討協議会の委員は裏面のとおり、校長、また保護者、評議員等で構成させていただいております。

検討協議会の設置要綱でございますが、これは別紙のとおりでございますので、後ほどご覧いただければというふうに思います。変更の予定時期は、19年4月と予定してございますが、通学区域の中にあります大規模団地の建設が終わり、この8月で入居が最終的に確定するまで、多少不確定なところはございますが、さほど大きく子どもの増要因が少ないということもございません。この検討協議会が発足いたしました、今後の推移を見ながら論議を進めていきたいというようなお話を、7月15日に検討協議会が発足した時にさせていただいているところでございます。

続きまして、「杉並第五小学校と若杉小学校の学校統合協議会準備会の設置について」報告させていただきます。

両校の学校統合協議の準備のため、7月14日、この準備会を設置いたしました。名称は記載のとおりでございます。

2点目、設置目的でございます。学校統合の円滑な実施のため、このたたき台の内容を双方確認し、両校の交流を図ることを目的として設置をいたしました。

準備会の構成ですが、裏面のとおりでございます。両校10名ずつ、都合20名で構成をしております。保護者、学校評議員、校長、副校長、教員等で構成をしております。

この統合協議会の準備会でございますが、全体で3回程度の開催が必要かというふうに考えております。第1回目は初顔合わせということでございましたので、2回目以降、この設置目的を達成するために、必要な論議を進めていきたいというふうに考えております。これが統合準備会の設置の報告でございます。

3点目でございます。「学校施設のアスベストについて」報告をいたします。

これまでの経過でございます。まず、昭和62年に、当時、文部省でございますが、昭和51年度以前に建設された小学校、中学校の普通教室、特別教室、記載はございませんが、体育館も含まれてございます。吹付け石綿の3商品に限っての調査依頼が、これは全国的にございました。その調査を実施いたしまして、調査の結果でございますが、当区の学校の教室には吹付け石綿、

指定されている3商品の使用は認められませんでした。ただ、科学教育センターに吹付けアスベストが発見されましたので、同年度、プラネタリウムの壁・天井、講堂の天井はすべて除去し、空調機械室は固めたということですが、固化工事を行いました。

次に(2)でございますが、平成16年度に「公共建築と吹付けアスベストの問題点」というものをテーマにしたシンポジウムで、昭和62年に文部省調査で行った吹付け石綿ではないとされた13製品が、場合によっては、含有しているのではないかといったような報告がなされました。また、昭和63年ぐらいまで、アスベスト含有の吹付け製品が使用されていたというような発表もございましたので、これらの経緯を受けて、昭和63年度以前に建設された建物（学校施設・一般施設）、124施設を対象に昨年度調査を行ったものでございます。

結果につきまして、学校施設12施設で、部分的に、アスベスト含有の可能性を完全に否定できないという吹付け材が使用されておりました。ただ、現場調査では、これらの吹付け材は固定化されておりましたので、飛散するような状況にはないということが確認されております。また、これらのうち1施設につきましては、アスベスト含有の検査を実施しましたが、アスベストは検出されませんでした。

今後の対応でございますが、このアスベスト含有の可能性を完全に否定できないといった吹付け材が使用されている11施設につきましては、検体をもう既に採取してございます。アスベスト含有の有無について、現在調査中でございます。調査の結果、アスベストを含有しているといった場合は、除去ないしは飛散の恐れがないというふうな状況にあるものにつきましては、解体・改修時に除去を行うなど適切に対応したいというふう考えております。

裏面でございますが、解体ないしは改修のときの事前調査並びにやり方等について記載をしております。

なお、参考のために質問と回答というものを記載しております。どのようなときにアスベストの使用が問題なのかということでございますが、基本的には施設で使用されているアスベストが飛散して、いわゆる飛ぶということで、人がアスベストを吸入した場合に、人体に影響を及ぼすというふうに言われております。このことから、通常の施設使用時にアスベストが飛散する状況である場合や、施設の解体や改修時にアスベストを飛散させるような場合が問題というふうに判断をしております。

したがって、通常使用の場合、アスベスト製品であっても成型の建材や隠蔽された部分の保温材、固定化されている状況の吹付け材等で飛散の恐れがないものについては、その状況では問題がないというふうに判断をしております。

問2、問3でございますが、杉並区の学校は、ほとんどが壁やモルタルにペンキを塗っている、

天井材は化粧の石膏ボードを張っているというようなことが一般的でございます。ただ、部分的に機械室等、また、いわゆる特別教室の中でも、若干そういったものを含有しているものを吹いているというようなことが、図面等でわかってございますので、それらにつきましては、含有しているかどうかについて、現在調査をしているということでございます。いずれの場合も飛散するような状況にはなく、きちんと固定化されているというような状況でございます。

また、アスベストはよく保温材や断熱材に使用されますが、体育館の鉄骨等については、基本的に杉並の学校の場合は、アスベスト等は使用はしておりません。

以上でございます。

**委員長** では最初に、「杉並区立桃井第一小学校適正配置（通学区域の変更）検討協議会の設置について」、何かございましたらお願いします。

**大蔵委員** これは、事務局で図面なんかを用意して出すのではなくて、その委員の方々に今から討議をしていただくということですか。

**学校適正配置担当課長** 今回の通学区域の変更は、協議に入りますということの内容でご決定いただいたものでございまして、今後この検討協議会の中で、具体的にどういうふうに線引きをするか、ないしは線引きをしなくても済むかということも含めまして、論議していただくというような会合でございます。

**委員長** どうぞ、ほかにございますか。よろしいですか。

（「なし」の声）

**委員長** では、よろしく願いいたします。

では、次に「杉並第五小学校と若杉小学校の学校統合協議会準備会の設置について」ということで、ご質問等ありましたらお願いいたします。

**大蔵委員** これは準備会から、その次の段階で協議会に移るんですか。

**学校適正配置担当課長** 基本的にはこの準備会から、メンバーがそのままそっくり移行するかどうかはともかくでございますが、大体主立ったところでは、この準備会から正式な協議会へスムーズに移行したいというふうに考えております。

**大蔵委員** 協議会で検討するのは、新しい学校の名称とか校章とか校歌だとか、そういうことで

**学校適正配置担当課長** 正式な検討協議会では、委員がご指摘のとおり、まず校名であるとか、またどのような学校を作っていくのかということで、ハード面、教育の内容も含めて論議をしていただくということでございますが、準備会は、我々が「たたき台」で作りました平成22年の統合ですが、建設が2年間、校舎の改築が入りますので、実質、平成20年度に、若杉小学校や

杉並第五小学校の子どもたちが、一旦移るといふ計画になっておりますから、実際の統合の時期は、平成20年ということになりますので、まず統合の時期の問題、また、子どもは杉並第五小学校の校地で、新しい統合新校を作りたいといふふうに考えてございますので、その考え方並びにその時期と場所、また校名を変えるといったようなことも含めまして、「たたき台」に書かれてあることについて、双方で互いに確認をし合う。そこがスタートでございますので、それをまず準備会でやるというふうに考えてございます。

**委員長** よろしいですか。

**大蔵委員** 結構です。

**委員長** ほかにございますか。

(「なし」の声)

**委員長** ご意見がございませんようでしたら、報告を承ったということにいたします。

では、「学校施設のアスベストについて」、ご質問、ご意見がございましたらお願いします。

いろいろ今問題になっている最中ですが、今後の対応のところ、1ページ目、下から3行目のところに、現在調査中だと書いてありますけれども、いつ頃結果が判明するんですか。

**学校適正配置担当課長** 先週、検体は全部採取し終わっております。検査に2週間ないし3週間ぐらいかかります。今、全国的にこういった問題がありまして、検査の場所が非常に混んでいるということもございますが、2～3週間でははっきりするというふうに聞いております。

**委員長** 一般的には、この経緯に書いてありますように、本区の学校等におきましては、いろいろ対策も講じてきたし、大きなアクシデントとか、そういったことは、今のところはあまりないだろうというようなことで進めているわけですね。

**学校適正配置担当課長** 幸いにしてといいましょうか、杉並区の学校は、構造的には、基本的に天井を張っているということと、それからコンクリートのむき出しのところ、断熱材を吹付けていなかったということ、また、鉄骨造で出来ていますが、どうしても耐火被覆が出てきますから、使用するというのは一般的に出てくるわけですが、ほとんどが鉄筋コンクリートで出来ていたということで、そういう意味では非常に助かったということでございます。

ただ、放送室の天井の上、機械室の天井、壁等、そういったところには部分的にはあるんですが、ほとんど隔離されている状態で、また、固定化されているということもございまして、基本的には大きな問題にはなっておりません。そこで子どもたちが何か暴露する、浴びるといふような状況には全然ないという状況でございます。

**委員長** 立ち入ったことをお聞きしますが、どうして機械室などは必然的にそういったものを使用するわけですか。

**学校適正配置担当課長** 基本的には、遮音をするために防音材として使う場合があります。アスベストの吹付けをしたり、それから基本的には、学校で3階建てのものにつきましては、耐火建築物の要求が出ますから、耐火構造にしなければならない。また、部分的に鉄骨で造っているところについては、耐火被覆をしなければならないということで、防音性と、そ遮音、断熱、そういった意味合いで、非常に効果のある材料でございますので、部分的に使っているということの実例はございます。

**委員長** ありがとうございます。

ほかにもございますか。

(「なし」の声)

**委員長** では、今後とも調査並びに対策、よろしく願いいたします。

では最後に、「教科書展示会の結果報告について」の説明を、指導室長お願いします。

**指導室長** それでは、私の方から、去る6月7日から6月30日にかけて、区内5カ所で開催いたしました、教科書見本の展示会における来場者数及びアンケート件数等につきましてご報告申し上げます。

各会場及び展示期間につきましては、お手元にお示ししました資料のとおりでございます。

来場者数及びアンケート件数につきましては、延べ52日間の展示期間中に、839の方がお見えになりまして、アンケートは625件の回答をいただいたということでございます。

なお、済美教育センターでございますが、来場者数よりもアンケート件数が上回っておりますけれども、これにつきましては、来場した方が他の方のアンケートをお持ちになったケースがあったということで、数が上回っているということでございます。

私からは以上でございます。

**委員長** ご質問、ご意見がございましたら、どうぞ。

**宮坂委員** 今の済美教育センターの来場者数よりもアンケートの数の方が多い、その理由は他の人のアンケートを持ってきたというようなご説明があったんですが、他の人というのは、教科書を見ていないで出しているということになるんですか。

**指導室長** アンケートを回収する際に、1枚1枚確認をしているわけではないんですけれども、会場の担当の話によりますと、他の会場で業者見本は見たとのこと。ただ、そこではアンケートは出す暇がなかったか出さなかったで、それを他の方に託したというケースがあるというふうに聞いております。

**委員長** ほかにございませんか。

(「なし」の声)

**委員長** では、特にございませんようでしたら、本日の報告事項の聴取は、これで終わらせていただきます。

用意されました日程は、すべて終了いたしました。

庶務課長、お願いいたします。

**庶務課長** では、私の方から今後の日程について、お知らせをさせていただきます。

次回でございますが、前回お知らせしましたとおり、8月4日木曜日午後1時から、「中学校教科用図書及び学校教育法第107条教科用図書の採択」の教育委員会臨時会を予定しております。臨時会でございますが、現時点では、原則どおり公開で、場所につきましては、教育委員会室で行いたいと考えてございます。傍聴者数につきましては、20名ということで変更ございませんが、傍聴できない方のために、審議の状況を音声で聞ける場所を設けたいというふうに考えてございます。音声で聞ける場所でございますが、区議会第3、第4委員会室を予定しているところでございます。

次に、定例会でございますが、特別な案件がなければ、8月10日につきましては休会ということで、次回は8月24日の水曜日、午後2時ということで予定させていただきたいと存じます。

私からは以上でございます。

**委員長** 今ご案内がございましたように、教科書採択に伴う臨時会が8月4日木曜日午後1時から、定例会は8月24日水曜日午後2時からということです。どうぞ、よろしくご予定のほどお願いいたします。

では、これをもちまして本日の会議を閉じさせていただきます。ありがとうございました。